

## 児童扶養手当

### ○支給額

(令和7年4月分から適用)

区分	全部支給月額	一部支給月額
第1子	46,690円	46,680～11,010円
第2子以降	11,030円	11,020～5,520円

### ○所得制限

児童扶養手当には所得制限があり、所得額を下表の額と比較して、「全部支給」、「一部支給」、「支給停止（支給なし）」のいずれかに決定されます。

扶養親族の数	母（父）または養育者		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人以上	扶養親族1人につき380,000円ずつ加算		
加算額	・70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族 1人につき100,000円 ・特定扶養親族（※税法上の扱いと異なる） 1人につき150,000円		・老人扶養親族 （扶養親族と同数の場合は、1人を除き） 1人につき60,000円

### ○支給時期

児童扶養手当は、指定された金融機関の口座に年6回の振込により支給します。

支給月分	支払月
3月～4月分	5月
5月～6月分	7月
7月～8月分	9月
9月～10月分	11月
11月～12月分	1月
1月～2月分	3月

※原則支払月の10日に支給されます。（10日が土・日・祝日の場合、直前の平日）